

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定医制度規則

(平成28年6月17日改正)

第1章 総則

- 第1条 本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的な知識と診療技術を有する歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という)は、本会認定医(以下「認定医」という)、本会認定医制度指導医(以下「指導医」という)並びに本会認定医研修機関(以下「認定医研修機関」という)を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 委員会

- 第3条 本会は、前条の事業を適正に行うために、次の各委員会を置く。
- 1) 認定制度委員会
 - 2) 広報・研修委員会
 - 3) 認定資格検討委員会
 - 4) 研修機関認定委員会
 - 5) 認定試験実施委員会
- 2 各委員会の構成、委員の任期及び選出方法等は、別に定める各委員会規程による。

第3章 認定医の申請資格

- 第4条 認定医の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。
- 1) 日本国歯科医師の免許を有する者
 - 2) 認定医申請時において、継続して3年以上本会正会員である者
 - 3) 第4章第6条に規定する高齢者に必要とされる歯科医療に関わる研修内容を満たした者
- 2 前項2)3)の規定にかかわらず認定制度委員会が適正を認めた者

第4章 認定研修

- 第5条 認定研修は、本会認定医として、高齢者に必要とされる歯科医療における的確な診断と治療のために必要な知識及び高度な医療技術を修得することを目的とする。
- 第6条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお2)、3)、4)についての細目は別に定める。
- 1) 認定医研修機関において、指導医のもとで、3年以上高齢者に必要とされる歯科医療に従事すること、又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
 - 2) 本会が主催する学術大会等及び研修会に出席すること
 - 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表を行うこと
 - 4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績を報告すること
- 2 前項1)における”これと同等以上の経歴を有すると認められること”とは、一つに認定医申請時において、本会正会員歴が継続して5年以上あり、所定の審査により認定制度委員会が資格を認めた者とする。

第5章 指導医の申請資格

- 第7条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお3)、4)についての細目は別に定める。
- 1) 認定医資格を有する者
 - 2) 指導医申請時において、継続して10年以上本会正会員である者
 - 3) 認定医の資格を得た後7年以上経過し、その間に別に定める研修を満たした者

- 4) 認定医取得後、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の別に定める実績を満たした者
- 2 前項の規定にかかわらず、認定制度委員会が適正を認めた者

第6章 認定医研修機関の申請資格

第8条 認定医研修機関を申請する機関(以下「申請機関」という)は、本会次の各号を満たさなければならない。

- 1) 高齢者歯科又はそれに相当する診療部門のある歯科医師育成機関(歯科医師育成を担っている大学病院)
- 2) 別に定める条件を満たす病院歯科、歯科診療所、高齢者施設
- 2 前項の規程にかかわらず、認定制度委員会が申請資格を認めた申請機関。

第7章 申請・審査・認定及び登録

第9条 認定医、指導医及び認定医研修機関の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

第10条 認定医の審査は、申請書類及び試験によって行う。試験は口頭試問及び記述試験を行うものとする。

- 2 申請書類を認定資格検討委員会が審査する。
- 3 試験の実施と評価は、認定試験実施委員会が行い、その結果を認定資格検討委員会へ答申する。
- 4 認定医の適格性の判定は、認定資格検討委員会が行う。適格性の評価は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとし、その結果を認定制度委員会に答申する。
- 5 認定制度委員会は答申内容を審議のうえ認定医資格を認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず認定資格検討委員会が適格性を判定し、認定制度委員会で審議の上、理事会の承認を得た者を認定医に認定する。

第11条 指導医の審査は、申請書類によって行うものとする。

- 2 申請書類を認定資格検討委員会が審査し、その結果を認定制度委員会へ答申する。
- 3 指導医の適格性の判定は、認定制度委員会が行う。適格性の評価は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとし、理事会に答申して承認を得るものとする。

第12条 認定医研修機関の審査は、申請書類によって行うものとする。

- 2 申請書類を研修機関認定委員会が審査する。
- 3 認定医研修機関の適格性の判定は、研修機関認定委員会が行う。適格性の評価は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとし、その結果を認定制度委員会へ答申する。
- 4 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ認定研修機関資格を認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

第13条 認定医、指導医及び認定医研修機関の認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、「老年歯科医学」及び社員総会において報告する。

第8章 資格の更新

第14条 認定医、指導医及び認定医研修機関は、5年毎に資格の更新を行わなければならない。

- 2 指導医の資格更新の申請は認定医の資格更新申請と同時に申請するものとする。

第15条 認定医および指導医の更新にあたっては、認定期間5年の間に別に定める研修単位のすべてを満たさなければならない。

第16条 認定医及び指導医の資格更新の認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

- 2 認定医研修機関の資格更新の認定を受けようとする者は、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

第 17 条 認定医及び指導医の更新は申請書類により行う。

2 認定資格検討委員会は適否を判定し、その結果を認定制度委員会へ答申する。

3 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ、更新資格を認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

第 18 条 認定医研修機関の更新は申請書類により行う。

2 研修機関認定委員会は適否を判定し、その結果を認定制度委員会へ答申する。

3 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ、更新資格を認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

第 19 条 認定を受けた者は、登録申請を行う。本会は、申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

第 9 章 資格更新の保留

第 20 条 資格更新を申請予定の者が、留学や健康上の問題などにより所定の期間内に必要な要件を満たすことができなかつたときには、認定制度委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の保留申請が許可されたとき、その保留期間は 1 年を限度とし、これを超えたときは資格を喪失する。

3 前項の規定にかかわらず、認定制度委員会が特段の事由があると認めるときは延長することができる。

第 10 章 資格の喪失

第 21 条 認定医及び指導医は、次の各号の一に該当するとき、認定資格検討委員会及び認定制度委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1) 本人が資格の辞退を申し出たとき

2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき

3) 本会正会員の資格を喪失したとき

4) 第 8 章に定める更新の手続きを行わなかつたとき

5) 認定制度委員会が認定医又は指導医として不適当と認めるとき

2 認定制度委員会は、本条第 1 項第 5 号に基づく資格喪失については、当該認定医あるいは指導医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 22 条 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

3 前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第 23 条 認定医研修機関は、次の各号の一に該当するとき、研修機関認定委員会及び認定制度委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1) 認定医研修機関の必要条件を欠いたとき

2) 第 8 章に定める更新の手続きを行わなかつたとき

3) 認定制度委員会が研修施設、認定医研修機関として不適当と認めるとき

2 認定制度委員会は、本条第 1 項第 3 号に基づく資格喪失については、当該認定医研修機関の代表者に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 24 条 前条により認定を取り消された認定医研修機関は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

3 前条より、資格を喪失した医療機関であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第 11 章 補 則

第 25 条 認定制度委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 26 条 第 7 章及び第 8 章に定める審査料等については、別に定める。

第 27 条 認定医、指導医及び認定医研修機関の資格の適否の審査は、原則として年 1 回とする。

第 29 条 認定医、指導医及び認定医研修機関の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定制度委員会に届け出なければならない。

第 28 条 提出された申請書類の内容は認定審査のためのみに使用するものとする。

第29条 平成21年12月31日までに認定医を取得した者の指導医申請については、本制度に新たに指導医の暫定期間を平成26年12月31日まで設けるものとする。暫定期間内においては、別に定める指導医暫定措置の細目に基づき、本制度を運用するものとする。

第30条 この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第31条 この規則を改廃する場合は、認定制度委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成19年6月21日から施行する。
- 3 この規則は、平成21年6月20日から施行する。
- 4 この規則は、平成22年6月26日から施行する。
- 5 この規則は、平成24年1月1日から施行する。
- 6 この規則は、平成24年12月19日から施行する。
- 7 この規則は、平成25年6月3日から施行する。
- 8 この規則は、平成26年12月11日から施行する。
- 9 この規則は、平成28年6月17日から施行する。